

札幌市立小中学校等における端末貸与規程

令和6年2月16日改定

札幌市教育委員会

生涯学習部長決裁

(目的)

第1条 この規程は、札幌市立小中学校等（以下「学校」という。）における児童生徒の課題探究的な学習の一層の充実を図ること、及び個別最適な学びや協働的な学びを支援することにより、授業と家庭学習の接続を図ることや学校と家庭が連携して子どもの学習や生活の習慣づくりを促進すること等を目的とした端末等の貸与（家庭への端末の持ち帰りを含む）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「端末」、「モバイルルータ」とは、本市が調達した教育用コンピュータ、移動型インターネット接続通信機器（通信用SIMを含む）とする。

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、端末及びモバイルルータとする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与の対象者は、当該学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）とする。

(貸与期間)

第5条 貸与物品の貸与が可能な期間は、貸与決定日からその年度の修了式（卒業式）までとする。ただし、春季休業中に持ち帰りを行う場合については、次年度の貸与決定日までとする。

(費用)

第6条 貸与物品の貸与に係る費用は、無料とする。

2 学校外における端末を使用したインターネット通信に係る費用は、原則として児童生徒の親権者または未成年後見人（以下「保護者」という。）が負担するものとする。ただし、モバイルルータの通信料金は、札幌市が負担する。

3 学校外における貸与物品の充電に係る費用は、原則として児童生徒の保護者が負担するものとする。

(貸与の申請)

第7条 貸与物品の貸与を受ける児童生徒の保護者は、学校の指定する日までに、札幌市立小中学校等端末貸与申請書兼同意書(様式1)を児童生徒が在籍している学校の学校長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第8条 学校長は、前条の規定による申請を受理した場合は、当該貸与申請書兼同意書を審査し、貸与の可否を決定するものとする。ただし、モバイルルータは、児童生徒の家庭の事情等に応じて貸与の可否を決定するものとする。

(家庭への端末の持ち帰り)

第9条 家庭への貸与物品の持ち帰りについては、第1条の学校における教育の質の向上のため、学校長が必要であると認めた場合に行うこととする。

(貸与物品の取扱い)

第10条 貸与物品の貸与を受けた児童生徒及びその保護者(以下「被貸与者」という。)は、貸与物品について安全に留意し適切に取り扱わなければならない。

- 2 被貸与者は、貸与物品の利用にあたっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令及び学校の関係規則を遵守しなければならない。
- 3 被貸与者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を、他者に使用させ、または転貸すること。
 - (2) 貸与物品を、売却、廃棄または故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品を、教育活動以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) その他、端末貸与の目的、この規程に掲げる遵守事項に反すること。
- 4 被貸与者は、学校長から貸与物品の管理に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(亡失等の届出)

第11条 被貸与者が貸与物品を亡失した場合または貸与物品が損傷した場合、保護者は速やかに学校長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該亡失または損傷が被貸与者の故意または重大な過失によるものと認められる場合は、学校長の指示するところに従い、保護者の負担において

補修し、または損害を賠償する場合があるものとする。

(損害賠償)

第 12 条 保護者は、児童生徒が貸与物品を使用するにあたり、児童生徒の責に帰すべき理由により市または学校、第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う場合があるものとする。

2 市または学校は、市または学校が意図しない貸与物品の利用により被貸与者が受けた損害に対して、一切の責任を負わない場合があるものとする。

(貸与決定の取消)

第 13 条 学校長は、第 5 条の貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、貸与決定を取り消すことができる。

(1) 児童生徒が当該学校の児童生徒でなくなったとき。

(2) 児童生徒が第 10 条の規定に違反したとき。

(3) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 学校長は、前項の規定により貸与決定を取り消した場合は、被貸与者に通知するものとする。

(貸与物品の返却)

第 14 条 児童生徒は、第 5 条に定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 児童生徒は、第 13 条に定める貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

(補足)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 8 月 26 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。